

○ 農林水産省告示第五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第一の規定に基づき、昭和四十七年五月二十七日農林省告示第七百九十八号（ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月六日

農林水産大臣 石破 茂

一及び二中「あつて」を「あつて」に改める。
三の〔〕の中「チチユウカイミバエ」を「チチユウカイミバエ」に改め、同イ中「行なわれた」を「行われた」に改める。
四中「四十七・二度」を「摺氏四十七・二度」に改める。
五中「三の〔〕」の下に「の検査」を加え、「実施されたこと」を「実施されていること」に改める。
六の〔〕中「行なわれていること」を「行われていること」に改める。
七及び八中「あつて」を「あつて」に改める。
九中「行なわれた各生果実」を「行われた生果実のこん包」に〔〕の表示がなされており、また、そのこん包には、「を「及び」に改める。